

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 7 月 7 日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長 村岡 猛

○ 第 18 号

1 工事概要

- (1) 工事名 平成 29 年度大分空港滑走路地盤改良工事
- (2) 工事場所 大分県国東市武蔵町系原大分空港内
- (3) 工事内容 地盤改良工 (E-2 ブロック)
地盤改良工 削孔 約 590 本
(内、250 本は指定部分)
注入(コンパクショングラウチング工法を想定)
約 590 本
(内、250 本は指定部分)
付帯工 舗装版復旧 1 式
仮設工 防護キャップ設置・撤去・清掃・整備 約 590 個
(内、250 個は指定部分)
(E-1 ブロック)
地盤改良工 削孔 約 330 本
注入(コンパクショングラウチング工法を想定)
約 330 本
付帯工 舗装版復旧 1 式
仮設工 防護キャップ設置・撤去・清掃・整備 1 式
- (4) 工期 平成 30 年 8 月 31 日まで。(内、指定部分 平成 30 年 3 月 26 日)
- (5) 本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(技術提案評価型(S型))の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、配置予定技術者に当該地域に精通した技術者を配置する場合、加算点を付与する、担い手の育成・確保型(配置予定技術者)総合評価落札方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。(総合評価に係る技術提案の範囲を除く。)
- (8) 本工事は、発注者が新たな市場単価導入へ向けた試行単価を用いて積算を行う試行工事であり、対象工種は構造物撤去工の係船柱撤去とし、該当する工種において実施する。

- (9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (10) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (11) 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
- (12) 本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)(以下「予決令」という)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 九州地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の A 等級の決定を受けていること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。)
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - (4) 1) 単体有資格業者又は経常建設共同企業体の構成員のうちいずれか 1 社にあっては、平成 14 年度以降に次の同種工事の元請としての施工実績を有する者であること。同種工事は次のとおりとする。
 - ・ 供用中の空港(飛行場を含む)における滑走路、誘導路又はエプロンの地盤改良工事
 - 2) 経常建設共同企業体のその他の構成員にあっては、平成 14 年度以降に次の同種工事の元請としての施工実績を有する者であること。同種工事は次のとおりとする。
 - ・ 空港(飛行場を含む)における滑走路、誘導路又はエプロンの地盤改良工事
- なお、1) 及び 2) において、当該施工実績が地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」(平成 25 年 3 月 29 日付け国港技第 112 号)第 5 条第 2 項に規定する工事成績評点表の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)を当該工事に配置できること。なお、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。
 - 1) 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - 2) 単体有資格業者又は経常建設共同企業体の構成員のうち 1 社にあっては、平成 14 年度以降に、次の同種工事の元請としての施工経験を有する者であること。

同種工事は、次のア)及びイ)とし、ア)及びイ)の両方の要件を満たす施工実績を有していること。なお、ア)、イ)は別件工事でも構わない。

ア) 空港(飛行場を含む)における制限区域内の工事

イ) 地盤改良工事

なお、当該施工経験が地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 本工事に係る施工計画の提出にあつて、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容について、これと異なる施工方法等(以下「技術提案」という。)で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。以上のとおり、提出された施工計画(標準案又は技術提案)が適正であること。
- (8) 九州地方整備局が発注した空港等土木工事のうち、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに完成した工事がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
- (11) 九州地方整備局管内(山口県(下関市に限る)、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県)に建設業法に基づく本店(本社)、支店又は営業所を有していること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 九州地方整備局が発注した空港等土木工事において、低入札価格調査制度に抵触し、現在他工事の入札参加を制限されている者でないこと。
- (14) 3(2)2)の加算点の合計が0点未満でないこと。

3 総合評価に関する事項

入札参加者は、価格及び本工事における施工体制、技術提案、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、事故及び不誠実な行為に対する評価をもって入札を行い、3(1)の要件に

該当する者のうち、3(2)によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者(複数存在する場合は、3(3)による。)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れが著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(1) 評価対象要件

- 1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 提案が最低限の要求要件(標準案)を満たしていること。
- 3) 評価値が標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

(2) 評価項目と評価基準

1) 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を与える。

2) 施工体制評価点及び加算点

評価項目は次のイ)からホ)とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。なお、施工体制評価点の合計は最大で 30 点とし、加算点の合計は最大で 60 点とする。

- イ) 施工体制
- ロ) 施工計画(技術提案)
- ハ) 企業の施工能力
- ニ) 配置予定技術者の能力
- ホ) 事故及び不誠実な行為に対する評価

(3) 3(1)において、評価値の最も高い者が 2 人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

(4) 技術提案書等の作成及び通知

- 1) 技術提案書等は、入札説明書に基づき作成するものとする。
- 2) 施工計画(標準案又は技術提案)の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。

(5) 技術提案書作成説明会は行わない。

(6) 1) ヒアリングの実施(技術提案書)

技術提案書等のヒアリングは必要に応じて行うものとし、その場所、日時等の必要事項は別途通知する。

2) ヒアリングの実施(施工体制の審査)

技術提案書等(施工体制の確認に係る部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。(詳細は入札説明書による。)

(7) 評価の担保

- 1) 受注者が競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行う。(入

札説明書参照)なお、技術提案が履行できなかった場合は、請負工事成績評定の減点に加え、違約金の徴収を行う。(入札説明書参照)

2) 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情により設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7
九州地方整備局総務部経理調達課契約管理第一係
電話 092-418-3345

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

1) 入札説明書を電子入札システム及び入札情報サービスより交付する。交付期間は平成29年7月7日から平成29年9月12日(最終日は17時00分まで)。

入札情報サービスホームページアドレス <http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

2) 1)に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局において交付するので、事前に電話連絡すること。

交付期間は上記1)と同じ。

(3) 申請書、資料及び技術提案書等の提出期間、場所及び方法

平成29年7月10日から平成29年8月2日まで

上記4(1)に同じ

電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により行うこと。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成29年9月12日11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は九州地方整備局総務部経理調達課調達第二係に持参すること。(郵送による提出は認めない。)開札は、平成29年9月15日15時15分 九州地方整備局総務部経理調達課入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料又は技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

- (4) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (5) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照。)
- (6) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報の入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書、資料及び技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書による。